

検体検査実施料算定留意事項改正のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、2019年6月28日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0628第1号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」が下記のとおり改正され、2019年7月1日より適用されることになりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

■「検査実施料」の留意事項改正

● 検査方法が追加された項目

点数 区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D007 血液化学検査					
30	25-ヒドロキシビタミンD	CLIA法又はCLEIA法	117	生化学 I 144	*

[注]下線が追加変更されました。

*：原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA 法、CLIA 法又は CLEIA 法により 25-ヒドロキシビタミン D を測定した場合は、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に 1 回に限り、区分番号「D007」血液化学検査の「30」心筋トロポニン I、KL-6 の所定点数を準用して算定する。なお、本検査を実施する場合は関連学会が定める実施方針を遵守すること。